

地域包括ケア時代の 薬局・薬剤師の役割



ファルメディコ株式会社
大阪大学大学院医学系研究科
統合医療学寄附講座
医師・医学博士 狭間 研至

第20回 疑義照会ではない情報提供も考える

疑義照会はきちんと機能していない？
行われているのは全処方箋の3%程度

地域包括ケアにおいて、薬剤師はどういう役割を果たすかと考えたときに、医薬品の物流の面を支えるとともに、きちんとした処方監査を行い、その内容に疑義があればきちんと照会して確認することが重要だというのは、多くの薬剤師が持つ意見だと思います。しかし、その一方で、疑義照会という仕組みそのものがきちんと機能していないというのも事実ではないでしょうか。いわゆる「門前薬局」の場合には、処方医にあまりいろいろなことが言いづらいという微妙なパワーバランスがあったり、基幹病院からの処方箋の場合には、なかなか処方医に連絡がとれなかったりするのは薬局薬剤師共通の悩みかも知れません。

医師も当然ですが、注意して処方をしているはずですが、しかし、やはりミスゼロにすることはできませんし、多数の医療機関を受診しているときの重複投与や相互作用などは、どうしても分かりづらく、結果的に適切ではない処方箋が患者さんに交付されているケースは、残念ながら存在しているというのが現状ではないでしょうか。

疑義照会は薬剤師法24条に定められた薬剤師の職務であり、それに真摯に応えるのも医師としては当然のことです。しかし、慌ただしい日常業務や、通り一遍の疑義照会というか、確認が繰り返されるようなことが多いような現状もあってか、医師としては現在の疑義照会を受け容れがたいというのが正直なところかも知れません。実際、日本薬剤師会の集計では、疑義照会が行われているのは、全処方箋の3%程度だそうです。

これから医師に伝えるべきは
服用後にチェックした患者さんの状態

ただ、この数年、私自身の薬局の取り組みの中で、

疑義照会とはちょっと異なる医師への情報提供や処方提案の形があることが、特に在宅療養支援の現場で増えてきました。そのポイントは、薬剤師が調剤後も患者さんの状態をチェックするというのですが、これは、単純ではありますが、あまり今までやってこなかったことではないでしょうか？

この方法だと、医師への連絡は、処方当日ではなく、調剤したクスリを実際に使用し始めた後ということになります。そして、医師に伝えるのは、併用注意や過量投与かも知れないので処方内容を考え直して欲しいということではなく、先日診察していただいた患者さんの状態がこんな風になっているが、その理由は、前回ご処方いただいたこの薬剤の影響かも知れないということになります。

こうなると、薬剤師の有り様は、実は大きく変わります。

1つは、薬剤師が薬剤を準備してお渡しするという仕事(=対物業務)から、患者さんの病状を改善させるために考え行動する仕事(=対人業務)に変化するということ。そして、もう1つは、服用後の薬の効き方や時間経過に伴う症状の変化を見て判断することとは、薬理学・薬物動態学・製剤学といった薬剤師でしか知らない知識をもとにさまざまな決断をするわけで、薬剤師としての専門性を発揮することになります。この2つの条件が加わると、チーム医療の中での薬剤師の立ち位置や活動範囲は劇的に変わると思います。

ただ、1つ難点は、このように情報提供すると、医師が発行する次回の処方には、薬剤師のもたらす薬学的知識がすでに含まれているため、疑義照会は生じないことであり、調剤報酬上の評価がないということろです。

しかし、実績を積み重ねていくときっとその状況も変わっていくのではないかと思います。まずは、自分が調剤を担当した患者さんをフォローしてみる。そのことだけで、あなたの薬剤師としての仕事が大きく変わるはずですよ。